

議案第14号

二宮町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年2月27日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

第7期二宮町介護保険事業計画・高齢者福祉計画に合わせ、保険料の期間を変更するとともに、介護保険法施行規則の一部改正により、基準所得金額が変更されたこと、及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布により罰則の対象となる範囲が拡大されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

二宮町介護保険条例（平成12年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第23条」に改める。

第4条第1項及び第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第3項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「190万円」を「200万円」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「290万円」を「300万円」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同条第6項中「平成27年度から平成28年度」を「平成30年度から平成32年度」に改める。

第21条中「町は」の次に「、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

第23条 前4条の過料の額は、町長が定める。

2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第6章 罰則 (第19条—<u>第23条</u>)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は120万円とする。</p> <p>3 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は<u>200万円</u>とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は<u>300万円</u>とする。</p> <p>5 <u>平成30年度から平成32年度</u>までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,030円とする。</p> <p>第21条 この町は、<u>被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした</u></p>	<p>目次</p> <p>第6章 罰則 (第19条—<u>第22条</u>)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は120万円とする。</p> <p>3 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第39条第1項第7号イの市町村の定める額は<u>190万円</u>とする。</p> <p>4 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第39条第1項第8号イの市町村の定める額は<u>290万円</u>とする。</p> <p>5 <u>平成27年度から平成29年度</u>までの令第39条第1項第9号イの市町村の定める額は400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成27年度から平成28年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、24,030円とする。</p> <p>第21条 この町は、<u>法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</u>に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

改正後	改正前
<p>者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p><u>第23条 前4条の過料の額は、町長が定める。</u></p> <p><u>2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</u></p>	